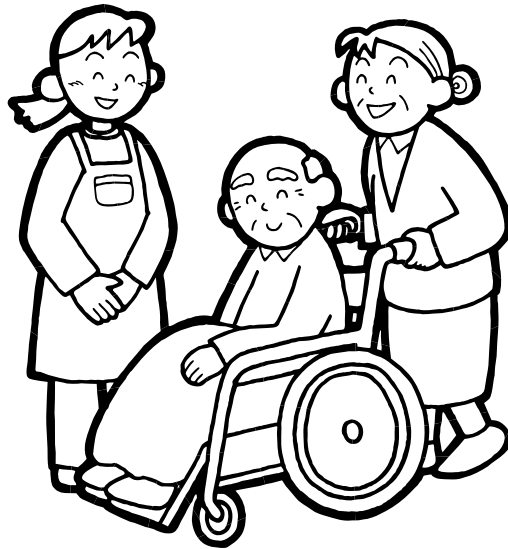


おおむら災害時助け合いプラン

おおむら福祉介護避難所 開設・運営の手引き



向こう三軒両どなり
みんなつながり支え合い
いきいき安心おおむらづくり

平成25年3月

大 村 市

はじめに

平成7年1月17日阪神淡路大震災、そして平成23年3月11日東日本大震災…。

近年頻発しているこれら大規模災害において、高齢者や障害者など、単独での避難行動が難しい災害時要援護者が多数犠牲になりました。

しかし、避難できた災害時要援護者にも厳しい現実が待ち受けていたのです。

それは、避難生活の中での状態悪化、そして震災関連死という現実でした。

災害時に避難所となる学校、公民館などは、一般避難者にとって不自由な生活環境である一方、生活上特別な配慮を要する災害時要援護者には厳し過ぎる環境であり、必要なケアが受けられずに状態が悪化するばかりか、場合によっては生命の危機に陥る可能性すらあるのです。

さらに、様々な態様を抱える災害時要援護者と、被災により精神的に余裕がないであろう一般避難者が同じ空間の中で共同生活を送ることは、現実的にはかなり困難であると言わざるを得ません。

特別な配慮を必要とする災害時要援護者を受け入れる避難場所の確保は、災害時要援護者本人のみならず、その家族、そして地域住民にとっても必要なことなのです。

この手引きは、災害時において、こうした災害時要援護者を受け入れるための“福祉介護避難所”の仕組みづくりを目指して作成しました。

これは、災害時に助けを必要とする地域の仲間をいかに支えるか、ということであり、私たち一人一人の安全を守ることにもつながっているのです。

まず、できるところからの備えを共に考えていきましょう。

最後に、本手引きをまとめるにあたり、アドバイザー長崎大学名誉教授高橋和雄先生をはじめ、多くの皆さんから貴重なご助言をいただきました。この場を借りて、深く感謝いたします。

平成25年 3月

大 村 市 長 松 本 崇

《目次》

1. 本手引きの位置付け	5
2. 本手引きにおける定義	6
3. 本手引きにおける災害想定及び被害想定	7
4. 福祉介護避難所の運営相関図	8
5. 福祉介護避難所等における災害時要援護者の受入れ区分	10
6. 福祉介護避難所の開設・運営	10
(1) 平時における取組み	
【1】福祉介護避難所本部の体制づくり	10
【2】災害時要援護者の把握	10
【3】災害時要援護者の安否確認及び避難誘導體制の確保	10
【4】施設を運営する法人との協定による福祉介護避難所の指定	10
【5】福祉介護避難所の広報	11
【6】所在地域との協力体制づくり	11
【7】福祉介護避難所における物資調達	11
【8】介助員等の確保	11
【9】福祉介護避難所への移送手段の確保	12
【10】各指定施設、医療機関等との連携	12
【11】福祉介護避難所の運営体制の事前研究	12
(2) 災害時における取組み	
【1】市及び協定締結法人の相互の連絡体制	12
【2】福祉介護避難所本部の設置	12
【3】福祉介護避難所の開設	12
【4】福祉介護避難所現地担当者の派遣	13
【5】開設の期間	13
【6】開設の周知	13
【7】災害時要援護者の移送	13
【8】災害時要援護者の直接入所受付	14
【9】物資の調達	14
【10】介助員等の確保	14
【11】福祉介護避難所の運営経費	14
【12】福祉介護避難所の運営内容	15
① 運営本部の設置	15
② 運営本部会議の開催	15
③ 運営状況報告	15

④ 名簿の管理	15
⑤ 物資の配給、要請、管理.....	15
⑥ 仮設トイレの設置.....	16
⑦ ごみの適正処理	16
⑧ 防疫に関する対応	16
⑨ 生活情報等の提供	16
⑩ 受付の設置	16
⑪ 問合せ等への対応	17
ア)面会希望者への対応.....	17
イ)電話への対応.....	17
ウ)郵便物等への対応.....	17
エ)報道機関等への対応.....	17
⑫ 災害時要援護者の状況把握等	18
⑬ 介助員、災害ボランティア等の派遣要請.....	18
⑭ 運営費用の請求	18
【13】福祉介護避難所の閉鎖.....	18
【14】閉鎖の周知.....	19
【15】退所が困難な災害時要援護者への対応.....	19
【16】運営状況の記録.....	19
【17】運営上の疑義の解決.....	19

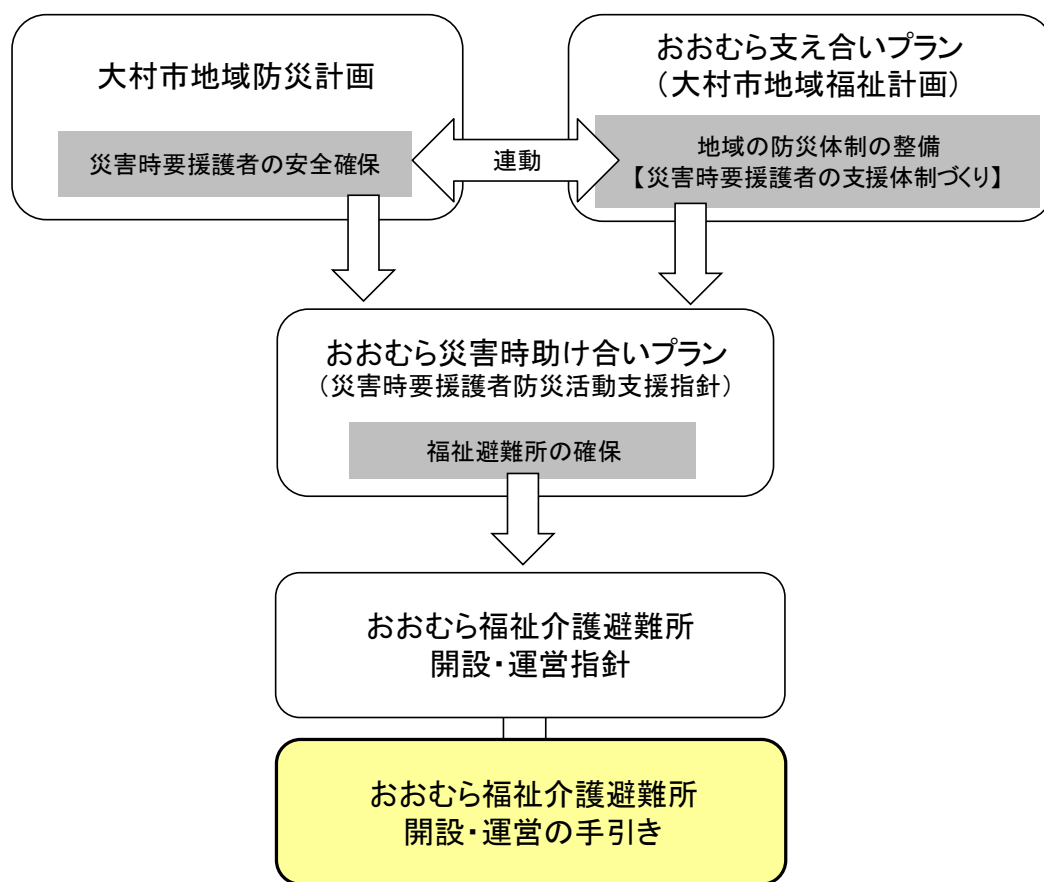
[様式]

災害時における福祉介護避難所の開設及び運営に関する協定書.....	21
災害時における福祉介護避難所等への介助員等の派遣に関する協定書.....	27
様式1 指定施設被災状況等確認票（協定締結法人 → 市）	31
様式2 福祉介護避難所開設要請書（市 → 協定締結法人）	32
様式3 福祉介護避難所開設報告書（協定締結法人 → 市）	33
様式4 福祉介護避難所避難予定者名簿（市 → 協定締結法人）	34
様式5 福祉介護避難所入所申込票（協定締結法人）.....	35
様式6-1 福祉介護避難所避難状況報告書（協定締結法人 → 市）.....	36
様式6-2 福祉介護避難所避難者名簿（協定締結法人 → 市）.....	37
様式7 福祉介護避難所物資供給依頼書（協定締結法人 → 市）.....	38
様式8 福祉介護避難所物資受払簿（協定締結法人）.....	39
様式9 福祉介護避難所各種要請依頼票（協定締結法人 → 市）.....	40
様式10 福祉介護避難所来所者記録簿（協定締結法人）.....	41
様式11 福祉介護避難所郵便物等受渡し記録簿（協定締結法人）	42

様式12	福祉介護避難所介助員等派遣依頼票（協定締結法人 → 市）…………	43
様式13	福祉介護避難所開設、運営等に要した費用に関する請求届出書 （協定締結法人 → 市）……………	44
様式14	福祉介護避難所閉鎖通知書（市 → 協定締結法人）……………	45
様式15	福祉介護避難所事務引継書（協定締結法人 → 協定締結法人）……	46
様式16	福祉介護避難所運營業務日誌（協定締結法人）……………	47

1. 本手引きの位置付け

本手引きは、大村市地域防災計画第2章第7節6項「災害時要援護者の安全確保」、おおむら支え合いプラン(大村市地域福祉計画)基本目標Ⅲ:基本施策1－(1)「地域の防災体制の整備」、おおむら災害時助け合いプラン(大村市災害時要援護者防災活動支援指針。以下「プラン」という。)4－(5)「避難所での支援」－4)「福祉避難所の確保」及びおおむら福祉介護避難所開設・運営指針第3(10)の規定に基づき、市、施設等の協力、連携による福祉介護避難所の開設、運営に関する事項について、具体的に示したものです。



《大村市地域防災計画、おおむら支え合いプラン等との階層関係図》

2. 本手引きにおける定義

(1) 災害時要援護者

本指針において対象者として想定している災害時要援護者とは、下記に規定する者をいいます。なお、入所中の施設が被災したことに伴い、避難を余儀なくされた災害時要援護者を含みます。

《大村市「おおむら災害時助け合いプラン」(平成 23 年 3 月策定)》

4. 災害時要援護者防災活動支援指針

(1) 災害時要援護者の定義と現状

本指針における災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々で

- ① 高齢者(特に迅速な行動に支障のある人)
 - ② 障がい者
 - ③ 難病患者
 - ④ 乳幼児、妊産婦
 - ⑤ 外国人(日本語で情報を得ることができない人)
 - ⑥ その他上記に準じ、支援を要すると判断される人
- をいいます。

～表略～

本指針は、上記の表(略)の優先的要援護者のうち、実態において高年齢や重度の障害等のため、単独での避難行動等が難しく、さらに家族等の避難支援が期待できない、在宅の災害時要援護者への重点的・優先的な支援を念頭に置いて策定しています。

(2) 福祉介護避難所

協定に基づき、市から福祉介護避難所として指定された施設をいい、重度障害等により指定避難所等で生活することが難しい災害時要援護者が、介護等専門的ケアのもとで生活できる避難所をいいます。

(3) 福祉避難室

福祉介護避難所への避難は要しないが、指定避難所内の一般居住区においては生活することが難しく、生活上何らかの配慮が必要な災害時要援護者を受け入れるため、指定避難所内に設けられる区域をいいます。

3. 本手引きにおける災害想定及び被害想定

(1) 災害の種別

大村～諫早北西付近断層帯を震源とする直下型地震：震度6強

(※ 長崎県地震等防災アセスメント調査報告書(H18. 3 長崎県地震等防災アセスメント調査委員会・長崎県地震発生想定検討会)の想定)

ここでは最も大きな被害が考えられる災害種別を想定していますが、基本的に下記に規定する災害を対象としています。

《大村市「おおむら災害時助け合いプラン」(平成 23 年 3 月策定)》

1. 本指針における災害の範囲

本指針において災害とは、災害対策基本法(昭和36年法律223号)第2条1号に定める災害のうち、主に自然災害を想定しています。

《災害対策基本法第2条「一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。」》

(2) 被害の規模

【1】建物被害(火災、斜面崩壊等被害を含む)

大破以上 5, 169棟、中破 7, 539棟、小破以下 24, 350棟

【2】人的被害

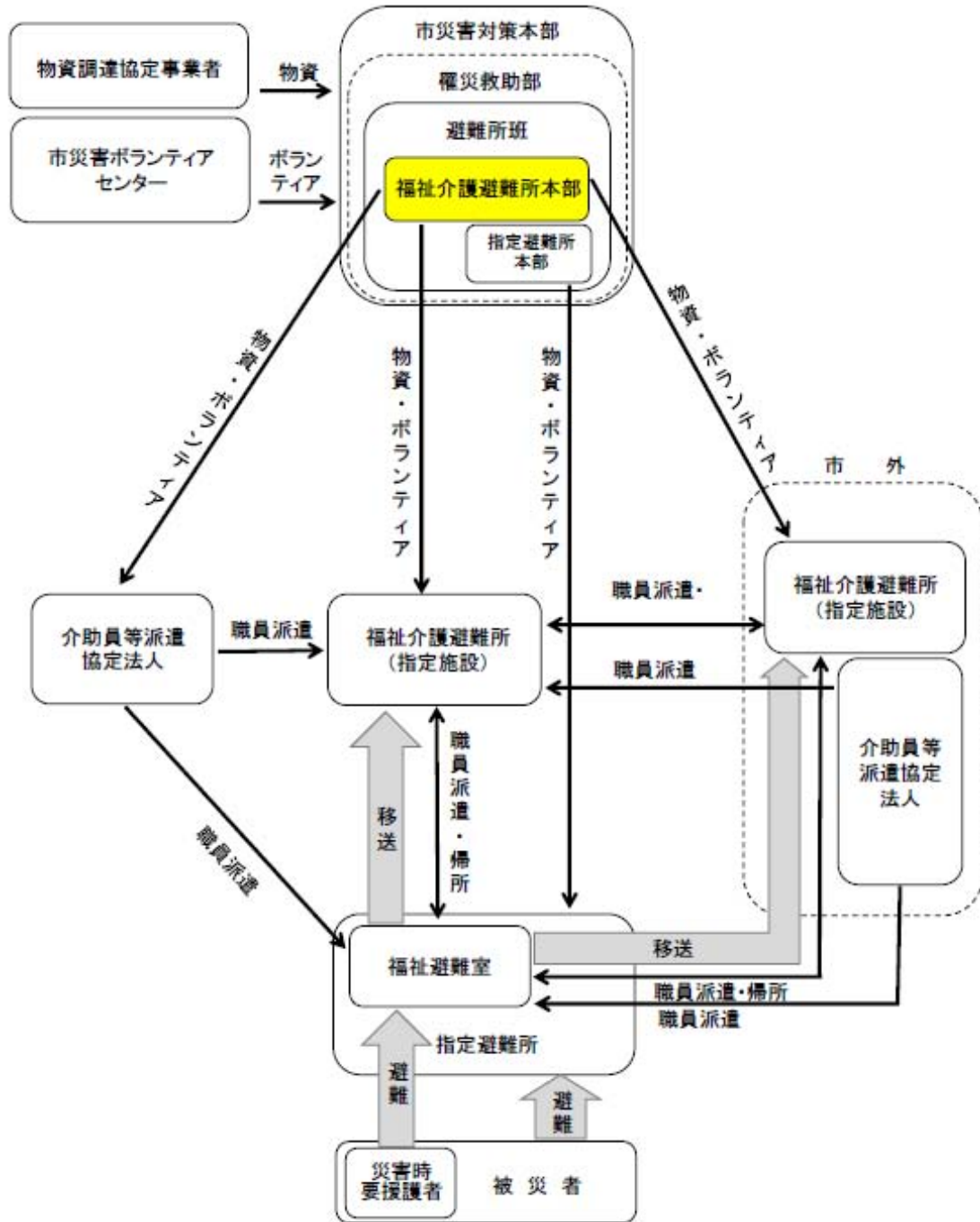
死者・重傷者数 326人、避難者数 11, 920人

うち災害時要援護者の避難者数:1, 336人

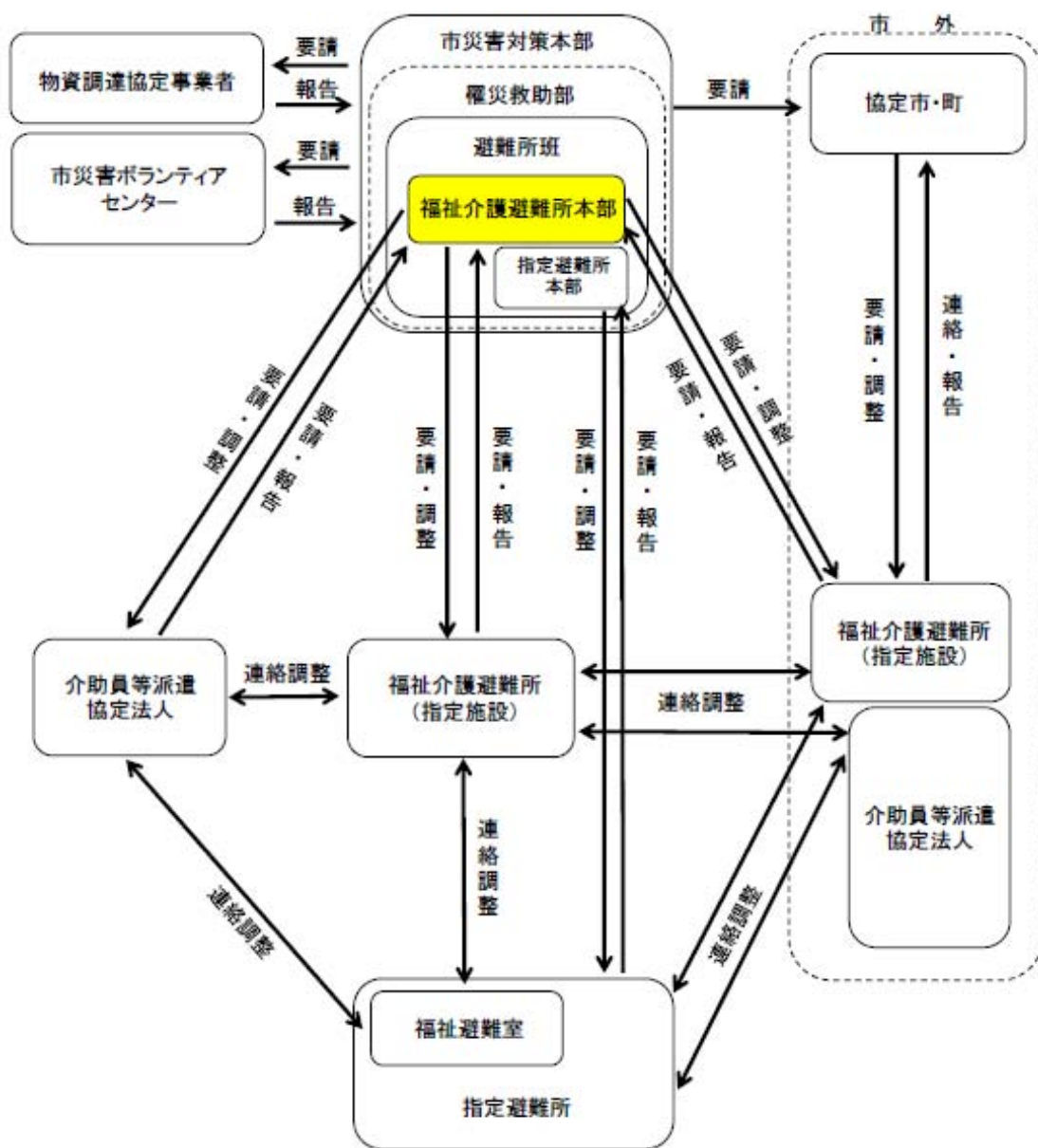
- ① 介護認定者 :重度 57人、中軽度 312人
- ② 高齢者独居世帯・高齢者2人世帯 :271人
- ③ 身体障害者 :重度 218人、中軽度 299人
- ④ 知的障害者 :重度 39人、中軽度 65人
- ⑤ 精神障害者 :重度 8人、中軽度 65人
- ⑥ 外国人 :4人

(※ 長崎県地震等防災アセスメント調査報告書算定式を基に、平成24年1月1日現在本市家屋棟数、平成25年1月末現在本市住民基本台帳人口等を用いて算定)

4. 福祉介護避難所の運営相關図



《災害時要援護者避難、介助員等の流れ》



《情報系統図》

5. 福祉介護避難所等における災害時要援護者の受入れ区分

(1) 福祉介護避難所

主に重度障害等(障害等級のうち身体1～2級、療育 A 級、精神1級、要介護3以上を概ねの目安とするほか、難病患者を含む。)を有する災害時要援護者を受け入れます。

医師、看護師、保健師、介護福祉士等の判断に基づき、指定避難所等から移送され「緊急入所、緊急短期入所及び緊急措置入所」の扱いとなります。

(2) 福祉避難室

主に中軽度障害等(障害等級のうち身体3～6級、療育 B 級、精神2～3級、要介護2以下を概ねの目安とするほか、難病患者を含む。)を有する災害時要援護者を受け入れます。

6. 福祉介護避難所の開設・運営

(1) 平時における取組み

【1】福祉介護避難所本部の体制づくり

市内に開設する避難所を統括するため、大村市地域防災計画における災害対策本部罹災救助部に避難所班を置くとともに、避難所班のもとに、関係機関及び関係団体の協力を得て、福祉介護避難所に関する総合調整機能を担う福祉介護避難所本部を置くこととします。

【2】災害時要援護者の把握

市は、プランに基づき、災害時要援護者の登録等を進めることで、福祉介護避難所に避難する可能性がある災害時要援護者の把握を進めます。

【3】災害時要援護者の安否確認及び避難誘導體制の確保

市は、プランに基づき、災害時要援護者登録情報提供に関する自主防災組織や町内会との協定締結を進め、災害時要援護者の安否確認や避難誘導の体制づくりを進めます。

【4】施設を運営する法人との協定による福祉介護避難所の指定

市は、本指針に基づき、市内において施設を運営する医療法人、社会福祉法人等(以下「法人」という。)との間で、災害時における福祉介護避難所の開設及び運営に関

する協定の締結を進めるとともに、協定を締結した法人（以下「協定締結法人」という。）が運営する施設を、福祉介護避難所として指定します。

協定締結法人は、市から福祉介護避難所として指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）における受入スペース、スタッフ数、ベッド保有数等を考慮し、災害時要援護者の受入れ可能人数を算定し、市に報告します。

市は、福祉介護避難所の受入れ人数超過の事態に備え、市外で施設を運営する法人との間でも協定締結を進め、市外における災害時要援護者の受入れ先や介助員等の派遣ルートを確保しておきます。

【5】 福祉介護避難所の広報

市は、市報等による広報、町内会、自主防災組織への説明等を通じ、指定施設の公表を行うとともに、福祉介護避難所の役割について、地域住民への周知を行います。

【6】 所在地域との協力体制づくり

市及び協定締結法人は、指定施設が所在する地域の町内会、自主防災組織、消防団等との意見交換会、共同防災訓練等を通じ、日頃から町内会区、小学校区等地域との協力体制づくりを進めます。

【7】 福祉介護避難所における物資調達

市は、食料、日用品、燃料、医薬品、福祉機器等、福祉介護避難所の運営に必要な物資を確保するため、救援物資の備蓄のほか、市内小売事業者等との間で物資調達に関する協力協定の締結を進めます。

ただし、災害の態様や被災規模等によって、災害発生から数日間は物資調達が困難な事態が考えられるため、市から物資の配給が開始されるまでの間、福祉介護避難所を開設した指定施設において備蓄している物資の一部を、受け入れた災害時要援護者に対し、一時的に提供できるよう、事前に協議しておきます。

また、所在地域の町内会、自主防災組織を通じて、事前に地元農家等と食材提供に関する協力を確認しておくことも検討します。

【8】 介助員等の確保

市は、福祉避難室及び福祉介護避難所において、災害時要援護者の受入れに伴い、介助員等に不足が生じる事態が予測されるため、法人との間で介助員等の派遣に関する協定の締結を進めます。

また、福祉避難室及び福祉介護避難所の運営を支援する災害ボランティアを養成するため、一般住民、自主防災組織等を対象とした認知症サポーター養成講座、介助技術セミナー等の開催を進めます。

【9】 福祉介護避難所への移送手段の確保

市は、災害時要援護者を指定避難所等から福祉介護避難所に移送するため、協定締結法人をはじめ、各種防災機関、タクシー事業者等運輸事業者、町内会、自主防災組織、災害ボランティア等と協力し、災害の態様や被害規模、災害時要援護者の状態等、状況に応じた適切な移送手段を確保します。

【10】 各指定施設、医療機関等との連携

市は、協定締結法人、医療機関等と協力し、専門的ケア、医学的措置等を必要とする災害時要援護者に対し、速やかに専門的ケアを提供できる指定施設等への移送、医療機関への搬送ができるよう、日頃から協力関係を構築します。

【11】 福祉介護避難所の運営体制の事前研究

市は、協定締結法人、有識者、福祉専門家等と協力し、日頃から福祉介護避難所の開設及び運営の方法について研究を進めます。

(2) 災害時における取組み

【1】 市及び協定締結法人の相互の連絡体制

市及び協定締結法人は、通信インフラの被災により、電話の不通等通信手段の途絶が予測されることから、なんらかの通信手段が確保されるまでの間、直接訪問する等、相互に現状把握を行います。

ただし、発災直後は、緊急対応の同時多発により市の災害救護業務がかなり制限されると予測されることから、指定施設の被災状況等に関する情報について、協定締結法人からの積極的な情報発信が望ましいと考えられます。

【2】 福祉介護避難所本部の設置

市は、災害が発生し、災害の態様や災害規模等に応じ、福祉介護避難所の開設が必要と判断した場合、災害対策本部罹災救助部に置く避難所班のもとに、福祉介護避難所本部を設置します。

【3】 福祉介護避難所の開設

協定締結法人は、直ちに指定施設被災状況等確認票(様式1)を作成し、市に報告します。

市は、協定締結法人から相当時間経過後も報告がない場合、指定施設の被災状況を調査します。

市は、前述の報告、または調査により指定施設の被災状況等を確認した後、福祉介護避難所の開設が可能な指定施設のうち、災害の態様や災害規模等により必要に応じて選定した指定施設を運営する協定締結法人に対し、福祉介護避難所開設要請書(様式2)により通知します。

通知を受けた協定締結法人は、指定施設において福祉介護避難所の開設準備が整い次第、福祉介護避難所開設報告書(様式3)を作成し、市に報告します。

災害の態様や災害規模等により市に連絡するいとまがなく、協定締結法人が必要と認める場合は、協定締結法人の判断で福祉介護避難所を開設できます。

この場合、市に対し、速やかに福祉介護避難所開設報告書を作成し、報告します。

なお、協定締結法人が、福祉避難室や他の福祉介護避難所に介助員等を派遣している場合、市に要請し、当該介助員等を帰所させることができます。

【4】 福祉介護避難所現地担当者の派遣

市は、福祉介護避難所を開設した場合、あらかじめ定めた福祉介護避難所担当者を当該避難所に派遣し、協定締結法人の協力を得て、福祉介護避難所の運営に当たります。

ただし、災害の態様や被害規模等により当該担当者の派遣が困難な場合、当面の間は協定締結法人の協力を得て対応することとし、代替担当者が確保され次第、直ちに派遣を行うこととします。

【5】 開設の期間

福祉介護避難所の開設期間は、原則として7日以内とします。

ただし、災害の態様や被災規模等により、期間内での閉鎖が困難であると判断される場合、市は、事前に厚生労働大臣と協議の上、開設期間の延長を実施します。

【6】 開設の周知

市は、福祉介護避難所を開設したときは、ホームページ、災害情報メール等により広く市民に周知するとともに、各指定避難所、町内会、自主防災組織、支援団体等に開設情報を周知します。

【7】 災害時要援護者の移送

市は、福祉介護避難所の開設後、福祉避難室に避難している災害時要援護者の障害の状態や心身の健康状態等を考慮し、医師、看護師、保健師、介護福祉士等の判断に基づき、優先的な配慮が必要と判断される人から、6-(1)-【9】に基づく移送手段を確保し、福祉介護避難所への移送を行います。

市は移送にあたって、移送先の福祉介護避難所に対し、事前に福祉介護避難所避難予定者名簿(様式4)を送付するとともに、6-(1)-【2】に基づく災害時要援護者登

録情報、連携ノート等災害時要援護者に関する情報がある場合、移送の際に申し送ります。

移送先の福祉介護避難所については、可能な限り当該災害時要援護者の居住地域内に所在する指定施設を選定するよう配慮します。

【8】 災害時要援護者の直接入所受付

災害の態様や災害規模等により市に連絡するいとまがなく、協定締結法人が必要と認める場合は、協定締結法人の判断で災害時要援護者を福祉介護避難所に入所させることができます。

この場合、福祉介護避難所入所申込票(様式5)に記入させるとともに、市に対し、速やかに状況を報告します。

【9】 物資の調達

6-(1)-【7】に基づき、市は福祉介護避難所の運営に必要な物資を調達します。

ただし、災害の態様や被災規模等により、速やかな物資調達が困難な場合、協定締結法人の協力を得て、福祉介護避難所を開設した指定施設において備蓄している物資からの一時提供を依頼します。

【10】 介助員等の確保

6-(1)-【8】に基づき、市は、協定締結法人と協力し、福祉介護避難所の運営に必要な介助員等の確保を行います。

ただし、災害の態様や災害規模等により市の連絡、調整を待ついとまがなく、協定締結法人が必要と認める場合は、協定締結法人の判断で他の協定締結法人に介助員等の派遣を要請できます。

この場合、市に対し、速やかに介助員等派遣要請の状況を報告します。

なお、市は手話通訳者等の派遣等、特別なニーズに係る対応を実施します。

【11】 福祉介護避難所の運営経費

市は、災害救助法に基づき、介助員、生活相談員等(以下「介助員等」という。)の人員費、食費、燃料費等福祉介護避難所の運営に要した経費及び福祉介護避難所の閉鎖に伴う原状復旧に要した経費を支弁します。

ただし、災害時要援護者の受入れが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律上の障害福祉サービス給付及び介護保険法上の介護サービス給付の対象となり、長崎県国民健康保険団体連合会に請求することとされた場合は、この限りではありません。

なお、この場合、協定締結法人は、給付対象となった災害時要援護者が行うべき

利用料の免除申請手続き、食費及び居住費等に関する補助手続きを支援します。

したがって、当該災害時要援護者に要する費用は災害救助法上の運営経費とは区別されますが、区別が難しい経費があるときは、市と協定締結法人との間で協議し、案分等実情に応じた適切な方法で算定することとします。

なお、指定避難所の福祉避難室に避難している災害時要援護者についても、同様の取扱いとします。

【12】福祉介護避難所の運営内容

福祉介護避難所を開設した協定締結法人は、以下の業務を行います。

① 運営本部の設置

福祉介護避難所の運営を統括するため、福祉介護避難所内に、指定施設の職員（以下「施設職員」という。）、市の現地担当者、福祉介護避難所本部を通じて派遣された介助員等（以下「派遣介助員等」という。）の代表者等から構成される運営本部を設置します。

運営本部には運営本部長を置くとともに、総務班を組織し、総務、記録、経理、物資、報道等の担当者を決定します。

② 運営本部会議の開催

運営本部は、福祉介護避難所の円滑な運営のため、1日に1回以上、定期的に運営本部会議を開催します。

③ 運営状況報告

福祉介護避難所の運営状況、入所している災害時要援護者の氏名等について、福祉介護避難所避難状況等報告書（様式6-1）及び福祉介護避難所避難者名簿（様式6-2。以下「名簿」という。）を作成し、1日に1回、市に報告します。

④ 名簿の管理

名簿は最新の情報を整理し、随時更新します。

入所の際、公表の同意が得られた場合、名簿のうち住所及び氏名を福祉介護避難所内に掲示するとともに、市を通じて指定避難所、他の福祉介護避難所、災害広報等に掲示します。

⑤ 物資の配給、要請、管理

食料等物資の配給は、公平性の確保に最大限配慮するとともに、災害時要援護者

の態様に応じた物資の調達を行います。

物資が不足する場合は、物資の所要量を的確に把握したうえで福祉介護避難所物資供給依頼票(様式7)を作成し、市に報告します。

市から物資が搬入された場合、搬入の際に提示される物資供給要請書の受領欄にサインして物資を受け取った後、所定の物資保管場所に保管します。

また、搬入された物資の品目、数量、納品年月日、消費年月日等を、福祉介護避難所物資受払簿(様式8)に記入し、データを管理します。

⑥ 仮設トイレの設置

ライフラインの被災によって福祉介護避難所内のトイレが使用できない場合、また数量が不足する場合、仮設トイレの所要数を把握したうえで福祉介護避難所物資供給依頼票(様式7)を作成し、市に報告します。

ただし、災害の態様や災害規模等により、実際の配給には数日を要する場合は考えられるため、配給されるまでの間、テント、簡易便座、バケツ等指定施設が保有する用品類を最大限活用し、対応します。

なお、汲取りが必要な場合等様々な要請は福祉介護避難所各種要請依頼票(様式9)を作成し、市に報告します。

⑦ ごみの適正処理

ごみ集積場所の設置や分別収集の徹底等、福祉介護避難所内における適正なごみ処理を実施します。

⑧ 防疫に関する対応

福祉介護避難所内で食中毒、風邪等の感染症が流行しないよう、手指消毒、うがい、手洗い等を徹底させ、福祉介護避難所内の適正な防疫に留意します。

⑨ 生活情報等の提供

災害情報や避難生活に関するさまざまな生活情報について、掲示板等により速やかに提供します。

なお、掲示板には、災害時要援護者等同士の情報交換のための伝言板コーナーを設けておきます。

⑩ 受付の設置

福祉介護避難所に入所している災害時要援護者のプライバシーと安全を守るため、施設入口付近に福祉介護避難所受付(以下「受付」という。)を設け、福祉介護避難所来所者記録簿(様式10)に来所者の氏名、住所、来所目的等を記入してもらう

とともに、入所許可章（様式任意）を交付することで、部外者がむやみに福祉介護避難所内に立ち入らないよう制限します。

⑪ 問合せ等への対応

ア) 面会希望者への対応

災害時要援護者及びその家族(以下「災害時要援護者等」という。)との面会のため来所者があつた場合、受付付近の待合ロビー等で面会してもらうこととし、災害時要援護者の身体状況等やむを得ない場合を除き、災害時要援護者等が生活する居住空間への立入りは原則として禁止します。

イ) 電話への対応

災害時要援護者等に対する外部からの電話による問合せ、呼出しについては、福祉介護避難所があらかじめ定める時間内に対応します。

この場合、災害時要援護者等の呼出しは直接実施せず、施設内放送、掲示、連絡メモ等によって災害時要援護者等に伝達します。

なお、災害時要援護者等の発信用電話は施設内の公衆電話を充てます。

ただし、公衆電話がない場合で、一定程度の災害時要援護者が避難しているとき、他に通信手段が確保できない等、やむを得ない事情があるときは市と対応を協議します。

ウ) 郵便物等への対応

災害時要援護者等に郵便物、宅配便が届いた場合、福祉介護避難所郵便物等受渡し記録簿（様式 11）に記録の上、受付で一括して保管し、施設内放送、掲示、連絡メモ等によって災害時要援護者等に伝達します。

郵便物等を引き渡した際は、福祉介護避難所郵便物等受渡し記録簿の受取欄にサインしてもらいます。

エ) 報道機関等への対応

取材、調査等の目的で報道機関記者等(以下「記者等」という。)が来所した場合、市と調整を図りながら、運営本部長または運営本部の報道担当者(以下「運営本部長等」という。)が対応します。

取材等に当たり、記者等には取材者バッジ、または腕章を付けてもらうこととします。

災害時要援護者等が生活する居住空間への立入り取材は、原則として禁止します。

ただし、災害時要援護者等の同意が得られた場合に限り、運営本部長等の同席のもと、災害時要援護者等への個別取材を許可できます。

⑫ 災害時要援護者の状況把握等

災害時要援護者の健康状態や所要の福祉サービス等を常に把握し、災害時要援護者が生活する上でのバリア等を可能な限り取り除き、災害時要援護者のニーズに対応した環境整備を行うとともに、災害時要援護者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を継続的に受けられるよう、各種福祉サービス事業者、医療機関等と連携を図り、所要のサービス等の提供を実施します。

福祉介護避難所に入所、または医療機関に収容されている災害時要援護者が、専門的ケアを要すると判断される場合は、市と協議のうえ、速やかに専門的ケアを提供できる指定施設等への緊急受入れを要請します。

また、福祉介護避難所に入所している災害時要援護者が、症状急変等により医学的措置を要すると判断される場合は、速やかに医療機関に搬送します。

⑬ 介助員、災害ボランティア等の派遣要請

福祉介護避難所の運営のために必要な場合、福祉介護避難所介助員等派遣依頼票(様式12)を作成し、市に対し、介助員、災害ボランティア等の派遣を要請します。

なお、災害ボランティアに依頼する業務としては、主に次のものが考えられます。

- ・ 災害時要援護者の介護、看護活動の補助
- ・ 福祉介護避難所内の清掃、防疫活動の支援
- ・ 救援物資の受入れ、管理の支援
- ・ 手話、筆談等災害時要援護者への情報伝達の支援
- ・ その他福祉介護避難所の運営全般に関すること

⑭ 運営費用の請求

福祉介護避難所の運営に要した費用(長崎県国民健康保険団体連合会に請求することとされた費用を除く。)について、福祉介護避難所開設・運営等に要した費用に関する請求届出書(様式13)及び市指定様式請求書を作成し、市に請求します。

【13】福祉介護避難所の閉鎖

市は、福祉介護避難所の運営が長期化し、各福祉介護避難所に避難している災害時要援護者数に偏りが生じている場合、いくつかの福祉介護避難所を指定して災害時要援護者を移送、集約する等、必要に応じて福祉介護避難所の統廃合を実施します。

この場合、市及び協定締結法人は、移送対象となった災害時要援護者等に対し、十分な説明を行います。

市は、福祉介護避難所から災害時要援護者が全て退所し、福祉介護避難所の役割が完了したと判断したときは、協定締結法人と協議のうえ、福祉介護避難所の閉鎖を決定するとともに、福祉介護避難所閉鎖通知書(様式14)により通知します。

ただし、統合による閉鎖の場合においては、協定締結法人は福祉介護避難所事務引継書(様式15)を作成し、閉鎖に伴い災害時要援護者を受け入れる協定締結法人に引き継ぎます。

【14】 閉鎖の周知

市は、福祉介護避難所を閉鎖したときは、ホームページ、災害情報メール等により広く市民に周知するとともに、各指定避難所、各福祉介護避難所、町内会、自主防災組織、支援団体等に閉鎖情報を周知します。

【15】 退所が困難な災害時要援護者への対応

市は、受入れ先が確保できない等の理由により、福祉介護避難所における避難が長期化している災害時要援護者がいる場合、協定締結法人、関係機関等と協議し、対応を決定します。

【16】 運営状況の記録

協定締結法人は、福祉介護避難所の開設から閉鎖までの間、福祉介護避難所運営業務日誌(様式16)を作成するほか、本指針に例示した様式を用いて福祉介護避難所の運営状況を記録し、整理のうえ保管するとともに、市から記録提供の依頼があった場合は、速やかに提供するものとします。

【17】 運営上の疑義の解決

福祉介護避難所の運営にあたり疑義が生じたときは、市及び協定締結法人が協議のうえ、対応を決定します。

《様 式》

災害時における福祉介護避難所の開設及び運営に関する協定書	21
災害時における福祉介護避難所等への介助員等の派遣に関する協定書	27
様式1 指定施設被災状況等確認票（協定締結法人 → 市）	31
様式2 福祉介護避難所開設要請書（市 → 協定締結法人）	32
様式3 福祉介護避難所開設報告書（協定締結法人 → 市）	33
様式4 福祉介護避難所避難予定者名簿（市 → 協定締結法人）	34
様式5 福祉介護避難所入所申込票（協定締結法人）	35
様式6-1 福祉介護避難所避難状況等報告書（協定締結法人 → 市）	36
様式6-2 福祉介護避難所避難者名簿（協定締結法人 → 市）	37
様式7 福祉介護避難所物資供給依頼書（協定締結法人 → 市）	38
様式8 福祉介護避難所物資受払簿（協定締結法人）	39
様式9 福祉介護避難所各種要請依頼票（協定締結法人 → 市）	40
様式10 福祉介護避難所来所者記録簿（協定締結法人）	41
様式11 福祉介護避難所郵便物等受渡し記録簿（協定締結法人）	42
様式12 福祉介護避難所介助員等派遣依頼票（協定締結法人 → 市）	43
様式13 福祉介護避難所開設、運営等に要した費用に関する請求届出書 （協定締結法人 → 市）	44
様式14 福祉介護避難所閉鎖通知書（市 → 協定締結法人）	45
様式15 福祉介護避難所事務引継書（協定締結法人 → 協定締結法人）	46
様式16 福祉介護避難所運營業務日誌（協定締結法人）	47

災害時における福祉介護避難所の開設及び運営に関する協定書

大村市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、災害発生時において、指定避難所等での生活が困難な災害時要援護者（以下「要援護者」という。)を受け入れるための福祉介護避難所の開設及び運営について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、おおむら福祉介護避難所開設・運営の手引き（以下「手引き」という。)に基づき、甲の要請により、乙が運営する施設内において、福祉介護避難所を開設及び運営することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定する施設)

第2条 甲が、福祉介護避難所として指定する施設（以下「指定施設」という。)は、別紙1のとおりとする。

(福祉介護避難所の開設)

第3条 甲は、必要に応じ、乙に対して福祉介護避難所の開設を要請するものとする。
2 災害の規模、態様等により、甲から要請を受ける暇がないと判断した場合、必要に応じて、乙は自らの判断で福祉介護避難所を開設できるものとする。この場合、乙は、甲に対して速やかに福祉介護避難所の開設を報告するものとする。

(要援護者の受入れ等)

第4条 乙は、甲の要請に基づき、甲が福祉介護避難所での避難生活が必要であると判断した要援護者を受け入れるものとする。
2 災害の規模、態様等により、甲から要請を受ける暇がないと判断した場合、必要に応じて、乙は自らの判断で要援護者を受け入れることができるものとする。この場合、乙は、甲に対して速やかに要援護者の受入れを報告するものとする。

(開設及び運営)

第5条 乙は、福祉介護避難所の開設及び運営にあたっては、次に掲げる業務を履行するものとする。
(1) 要援護者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉介護避難所に避難した要援護者の日常生活上の支援
(2) 要援護者の状況の急変等に対応できる体制の確保
(3) 福祉介護避難所の開設及び運営に係る費用の請求及び実績報告

(開設の期間)

第6条 福祉介護避難所の開設期間は、災害発生の日から7日間とする。ただし、状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲、乙が協議の上、開設期間を延長することができる。

(費用等)

第7条 甲は、乙に対し、災害救助法による救助の実施について（昭和40年社施第99号）、災害救助法施行細則（昭和35年長崎県規則第42号）等の規定により、福祉介護避難所の開設、運営及び閉鎖に伴う現状復旧に要する費用を支払うものとする。ただし、長崎県国民健康保険団体連合会に請求することとされた費用がある場合は、この限りではない。

2 前項ただし書きによる費用の算定は、要援護者の状態により、介護保険サービス単価又は障害福祉サービス単価を適用するものとする。

(派遣協力体制)

第8条 乙は、福祉介護避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡し、介助員等の派遣を依頼するものとする。

2 災害の規模、態様等により、甲の派遣調整を受ける暇がないと判断した場合、必要に応じて、乙は自らの判断で甲と協定を締結している他の法人（以下「他の協定締結法人」という。）に対して介助員等の派遣要請を行うことができる。この場合、乙は、甲に対して速やかに派遣要請の内容を報告するものとする。

3 乙に対し、甲又は他の協定締結法人から、甲が指定する福祉避難室又は他の協定締結法人が開設する福祉介護避難所への介助員等の派遣要請があった場合、乙は当該要請に可能な限り応えるものとする。

(福祉介護避難所の閉鎖)

第9条 甲及び乙は、福祉介護避難所から全ての要援護者が退所するなど、福祉介護避難所の運営が不要と判断した場合、甲及び乙の協議の上、福祉介護避難所を閉鎖するものとする。

2 家族、自宅等の被災等やむを得ない事態により、福祉介護避難所を退所できない要援護者がいる場合、甲、乙協議の上、対応を決定するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、福祉介護避難所の開設及び運営に当たり、業務上知り得た要援護者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、個人情報取扱特記事項（別紙2）を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第13条 甲は、乙がこの協定に基づく内容に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第14条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成〇年〇月〇日までとする。ただし、甲、乙いずれかより異議の申立がない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、手引き、関係法令等の定めに従うほか、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 所在地	大村市玖島一丁目25番地
名 称	大村市
代表者職氏名	大村市長 松 本 崇

乙 所在地	
名 称	
代表者職氏名	

別紙 1（第 2 条関係）

福祉介護避難所として指定する施設（指定施設）

施設の名称	施設の所在地	定員	受入可能 人 数

別紙2（第10条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（個人情報の漏えい防止及び事故防止）

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（再委託の禁止）

第3 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報を自ら取扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

（事故発生時の報告義務）

第6 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（立入検査等）

第7 甲は、乙がこの協定による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

（提供資料の返還義務）

第8 乙は、この協定による業務を処理するため甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第9 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第10 乙は、この協定による業務している者に対して、在職中及ぶ退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(協定の解除及び損害保険)

第11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの協定を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

災害時における福祉介護避難所等への介助員等の派遣に関する協定書

大村市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、災害発生時において、災害時要援護者(以下「要援護者」という。)を受け入れた福祉避難室又は福祉介護避難所への介助員等の派遣について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、おおむら福祉介護避難所開設・運営の手引き(以下「手引き」という。)に基づき、甲の要請により、甲が指定する福祉避難室又は甲と協定を締結した他の法人(以下「他の協定締結法人」という。)が運営する福祉介護避難所(以下「福祉介護避難所等」という。)に対し、介助員等を派遣することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 乙は、福祉介護避難所等において、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 入所した要援護者への日常生活上の支援
- (2) 災害ボランティア等への指導、助言等

(費用等)

第3条 甲は、乙に対し、災害救助法による救助の実施について(昭和40年社施第99号)、災害救助法施行細則(昭和35年長崎県規則第42号)等の規定により、介助員等の派遣に要する費用を支払うものとする。ただし、長崎県国民健康保険団体連合会に請求することとされた費用がある場合は、この限りではない。

2 他の協定締結法人に対する介助員等の派遣に要する費用の取扱いに関しては、乙及び他の協定締結法人が協議の上、決定する。

(派遣協力体制)

第4条 甲又は他の協定締結法人は、福祉介護避難所等の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに乙に連絡し、介助員等の派遣を依頼するものとする。

2 乙に対し、甲又は他の協定締結法人から介助員等の派遣要請があった場合、乙は当該要請に可能な限り応えるものとする。

(個人情報の保護)

第5条 甲及び乙は、福祉介護避難所等への派遣に当たり、業務上知り得た要援護者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、個人情報取扱特記事項(別紙)を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第6条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第7条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第8条 甲は、乙がこの協定に基づく内容に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成〇年〇月〇日までとする。ただし、甲、乙いずれかより異議の申立がない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、手引き、関係法令等の定めに従うほか、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 所在地	大村市玖島一丁目25番地
名 称	大村市
代表者職氏名	大村市長 松 本 崇

乙 所在地	
名 称	
代表者職氏名	

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（個人情報の漏えい防止及び事故防止）

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（再委託の禁止）

第3 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報を自ら取扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

（事故発生時の報告義務）

第6 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（立入検査等）

第7 甲は、乙がこの協定による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

（提供資料の返還義務）

第8 乙は、この協定による業務を処理するため甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第9 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第10 乙は、この協定による業務している者に対して、在職中及ぶ退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(協定の解除及び損害保険)

第11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの協定を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

指定施設 被災状況等確認票

協定締結法人		指定施設の名称		
確認日時 平成 年 月 午前・午後 時 分		担当者氏名		電話 FAX

確認項目	確認内容	該当の有無		状況
		あり	なし	
施設安全確認	① 建物が傾斜していませんか。	☐	☐	
	② 建物に大きなひび割れ、はく離等はありませんか。	☐	☐	
	③ 戸棚やキャビネット、大型電化製品等が転倒していませんか。	☐	☐	
	④ 窓ガラスが割れたり、照明器具等が落下していませんか。	☐	☐	
	⑤ 火災は発生していませんか。	☐	☐	
	⑥ ガス漏れはありませんか。	☐	☐	
	⑦ 建物周辺に土砂崩れが発生、またはその兆候はありませんか。	☐	☐	
	⑧ 建物周辺に地盤沈下、亀裂等は生じていませんか。	☐	☐	
	⑨ 隣接する建物に倒壊の恐れはありませんか。	☐	☐	
	⑩ 近隣で火災が発生していませんか。	☐	☐	
	⑪ 近隣の火災による延焼の恐れはありませんか。	☐	☐	
ライフライン等の確認	① 職員は無事ですか。	☐	☐	
	② 電気は使用できますか。	☐	☐	
	③ 水道は使用できますか。	☐	☐	
	④ ガスは使用できますか。	☐	☐	
	⑤ 電話・FAXは使用できますか。	☐	☐	
	⑥ トイレは使用できますか。	☐	☐	
受入スペースの確認	避難者用の安全なスペースは確保できますか。	☐	☐	

福祉介護避難所を開設できますか	はい ⇒ 受入れが可能な災害時要援護者の人数 _____ 人 いいえ
災害時要援護者の移送ができますか	はい ⇒ 稼働可能な福祉車両の台数 _____ 台 いいえ

※ 確認ができたら、大村市災害対策本部に電話、FAX等でご報告ください。

平成 年 月 日

協定締結法人

様

大村市災害対策本部（福祉介護避難所本部）

担当者氏名：

連絡先：

福祉介護避難所 開設要請書

災害時における福祉介護避難所の開設及び運営に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり福祉介護避難所の開設を要請します。

開設する施設	
開設する期間	平成 年 月 日 () から
	平成 年 月 日 () まで

※ 開設期間を変更しようとする場合は、事前に協議します。

※ 開設の準備が整ったら、福祉介護避難所開設報告書(様式3)に基づき、電話、FAX等でご報告ください。

※ 移送対象の災害時要援護者は、福祉介護避難所避難予定者名簿(様式4)に基づき、電話、FAX等で事前に連絡します。

平成 年 月 日

大村市災害対策本部（福祉介護避難所本部）あて

協定締結法人：

指定施設名：

担当者氏名：

連 絡 先：

福祉介護避難所 開設報告書

災害時における福祉介護避難所の開設及び運営に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり福祉介護避難所を開設したので報告します。

開設した施設	
開設する期間	平成 年 月 日 () から
	平成 年 月 日 () まで

※ 開設期間を変更しようとする場合は、事前に協議します。

※ やむを得ない事情により、福祉介護避難所で直接入所を受け付けた場合は、福祉介護避難所避難状況等報告書(様式6)に基づき、電話、FAX等でご連絡ください。

協定締結法人

平成 年 月 日

様

大村市災害対策本部（福祉介護避難所本部）
担当者氏名：
連 絡 先：

福祉介護避難所 避難予定者名簿

受入れを要請する福祉介護避難所の名称	
受入れ開始の希望日	平成 年 月 日
現在の居所からの移送方法	

現在の居所	氏名	住所	年齢	障害等の状況	本人記録	付添い家族等の有無	留意事項
(例) 〇〇小学校避難所	大村 弥助	大村市玖島1丁目25	78	要介護3	有 (要援護者登録情報) 無	有 (人) (続柄) 無	右下肢不自由、杖を使用 嚥下障害あり、高血圧症あり

平成 年 月 日

福祉介護避難所 入所申込票

						※受付番号	
ふりがな				電話番号			
避難者氏名				電話番号			
住 所							
付添い家族等の氏名（※付添い入所される方）				続柄	年齢	性別	備考
緊急連絡先	氏名			続柄	電話		
	住所						
	氏名			続柄	電話		
	住所						
かかりつけ医療機関等							
担当のケアマネージャー等							
利用している福祉事業者等							
特別な配慮が必要な場合、記入してください。（人工透析等の特殊な治療、薬の服用、アレルギー等）							
家屋の状況		全壊 半壊 一部損壊 停電 断水 ガス停止 電話不通 その他 （ ）					
確認	問合せがあった場合、氏名、住所等を公表してもよいですか？					はい	いいえ
	避難者名簿に掲載し、氏名、住所等を公表してもよいですか？					はい	いいえ

受入れ区分	福祉介護避難所 （ ） 福祉避難室 （ ）		
退所年月日	平成 年 月 日 （ ）		
転出先			電話
備考			

平成 年 月 日

福祉介護避難所 避難状況等報告書

協定締結法人名	報告日時 平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分
福祉介護避難所の名称	電話 FAX

発信者氏名		受信者氏名	
避難者	現在数(A)	前日数(B)	差引(A-B)
	世帯数 世帯	世帯	世帯
	人数 人	人	人
状況	運営	運営本部	設置済み 未設置
	設備	建物	異常なし ()
		電気	異常なし 停電
		水道	異常なし 断水
		ガス	異常なし 停止
		トイレ	異常なし 使用不可
		電話	異常なし 不通
		その他	
	地域	土砂崩れ	あり なし 未確認
		浸水	あり なし 未確認
		道路	通行可 片側通行可 通行不可
		その他	
	連絡事項（対応状況、要求事項等）		
対処すべき、また予見される事項（避難者の健康状態、避難所の生活環境、雰囲気等）			

福祉介護避難所 避難者名簿

協定締結法人名	報告日時 平成 年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分
福祉介護避難所の名称	電話 FAX

[illegible]

協定締結法人 → 市災害対策本部(福避)
電話:53-4111、FAX: 52-3883、52-6930
市災害対策本部(福避) → 協定締結法人

平成 年 月 日

福祉介護避難所 物資供給依頼票

協定締結法人名	福祉介護避難所の名称	電話 FAX
---------	------------	-----------

発 信 者 氏 名		受 信 者 氏 名		受 信 者 氏 名	
発 信 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分	受 信 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分	受 信 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
物 資 品 名	数 量	手 配 日 時	受 領 日 時		
		年 月 日 () 午前・午後 時 分	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
		年 月 日 () 午前・午後 時 分	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
		年 月 日 () 午前・午後 時 分	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
		年 月 日 () 午前・午後 時 分	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
		年 月 日 () 午前・午後 時 分	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
		年 月 日 () 午前・午後 時 分	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
		年 月 日 () 午前・午後 時 分	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
特 記 事 項					

[illegible]

協定締結法人 → 市災害対策本部(福避)

電話:53-4111、FAX: 52-3883、52-6930

市災害対策本部(福避) → 協定締結法人

平成 年 月 日

福祉介護避難所 各種要請依頼票

協定締結法人名		福祉介護避難所の名称		電話 FAX	
---------	--	------------	--	-----------	--

発 信 者 氏 名		受 信 者 氏 名		受 信 者 氏 名	
発 信 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分	受 信 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分	受 信 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
要 請 内 容		手 配 日 時		対 応 日 時	
		年 月 日 () 午前・午後 時 分		年 月 日 () 午前・午後 時 分	
		年 月 日 () 午前・午後 時 分		年 月 日 () 午前・午後 時 分	
		年 月 日 () 午前・午後 時 分		年 月 日 () 午前・午後 時 分	
		年 月 日 () 午前・午後 時 分		年 月 日 () 午前・午後 時 分	
特 記 事 項					

41

[illegible]

[illegible]

協定締結法人 → 市災害対策本部(福避)

電話:53-4111、FAX: 52-3883、52-6930

市災害対策本部(福避) → 協定締結法人

平成 年 月 日

福祉介護避難所 介助員等派遣依頼票

協定締結法人名			福祉介護避難所の名称			電話		
						FAX		

発 信 者 氏 名				受 信 者 氏 名				受 信 者 氏 名					
発 信 日 時	年	月	日 ()	午前・午後	時	分	受 信 日 時	年	月	日 ()	午前・午後	時	分
職 種		人 数		手 配 日 時				派 遣 日 時					
☐ 看護師				年 月 日 () 午前・午後 時 分				年 月 日 () 午前・午後 時 分					
☐ 保健師				年 月 日 () 午前・午後 時 分				年 月 日 () 午前・午後 時 分					
☐ 介護福祉士				年 月 日 () 午前・午後 時 分				年 月 日 () 午前・午後 時 分					
☐ 訪問介護員				年 月 日 () 午前・午後 時 分				年 月 日 () 午前・午後 時 分					
☐ ()				年 月 日 () 午前・午後 時 分				年 月 日 () 午前・午後 時 分					
☐ ()				年 月 日 () 午前・午後 時 分				年 月 日 () 午前・午後 時 分					
☐ ()				年 月 日 () 午前・午後 時 分				年 月 日 () 午前・午後 時 分					
☐ ()				年 月 日 () 午前・午後 時 分				年 月 日 () 午前・午後 時 分					
☐ ボランティア				年 月 日 () 午前・午後 時 分				年 月 日 () 午前・午後 時 分					
特 記 事 項													

平成 年 月 日

大村市災害対策本部長 様
(福祉介護避難所本部)

協定締結法人:

指定施設名:

代表職氏名:

印

担当者氏名:

連絡先:

福祉介護避難所 開設、運営等に要した費用に関する請求届出書

災害時における福祉介護避難所の開設及び運営に関する協定書第7条の規定に基づき、下記のとおり福祉介護避難所の開設、運営等に要した経費を請求します。

記

項目	内 容	数 量	単 価	金 額 (円)
合 計				

※ 大村市指定様式の請求書を添付してください。

平成 年 月 日

協定締結法人

様

大村市災害対策本部（福祉介護避難所本部）

担当者氏名：

連絡先：

福祉介護避難所 閉鎖通知書

災害時における福祉介護避難所の開設及び運営に関する協定書第9条の規定に基づき、下記のとおり福祉介護避難所の閉鎖を通知します。

閉鎖する施設	
閉鎖年月日	平成 年 月 日 ()

※ 統合による閉鎖の場合、様式15により運営を受け継ぐ協定締結法人に引継ぎを行ってください。

福祉介護避難所 事務引継書

協定締結法人名 (担当者氏名:) (連絡先:)	引継ぎを受けた協定締結法人名 (担当者氏名:) (連絡先:)
引継日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分

避難者の状況	
避難者からの要望事項	
市災害対策本部等の対応状況	
派遣介助員等の活動状況	
災害ボランティアの活動状況	
その他特記事項	

※ 統合による閉鎖の場合に作成してください。

福祉介護避難所 運営業務日誌

記入年月日	年 月 日 時 分	記入担当者名	
業務内容			
特記事項			
記入年月日	年 月 日 時 分	記入担当者名	
業務内容			
特記事項			

災害時における市と施設の協力に関する意見交換会（福祉介護避難所研究会）

介護老人保健施設 うぐいすの丘	柿田 京子
介護老人保健施設 リハビリセンター大村	湯村 稔 北島 律子
総合介護サービスセンター 泉の里	平野 道広
特別養護老人ホーム 箕望荘	松尾 博之
特別養護老人ホーム 慈恵荘	松藤 澄明
大村市介護支援専門員連絡協議会	黒江 直樹
大村市認知症グループホーム連絡協議会	野田 富夫
大村市訪問介護事業者連絡協議会	青山 美智子
大村市通所介護事業者連絡協議会	竹本 正秀 蓮本 高啓
大村市通所リハビリテーション事業所連絡協議会	松尾 みき
《アドバイザー》 長崎大学名誉教授（防災工学）	高橋 和雄

おおむら福祉介護避難所開設・運営の手引き



大村市役所 福祉保健部 福祉総務課

〒856-8686

長崎県大村市玖島一丁目25番地

TEL (0957)53-4111 FAX (0957)52-6930

E-mail: fukushi @ city.omura.lg.jp

ホームページ <http://www.city.omura.nagasaki.jp/>

サイト内「災害時助け合いプラン」で検索

